

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
(答申第325号)

平成16年9月6日

横情審答申第325号

平成16年9月6日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年2月28日建中指第203号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

(1)「中区仲尾台 番地に掛かる、建築基準法に基づく道路位置指
定書面、神奈川県指令建第398号」、(2)「中区仲尾台 番地、建築
主 に係る確認申請書（建築物）（番号34中112、38中1264、
40中320及び46中802）」及び(3)「中区仲尾台 番地、建築主
に係る確認申請書（建築物）（番号43中432及び43中
1191）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、(1)「中区仲尾台 番地に掛かる、建築基準法に基づく道路位置指定書面、神奈川県指令建第 398 号」、(2)「中区仲尾台 番地、建築主 に係る確認申請書(建築物)(番号 34 中 112、38 中 1264、40 中 320 及び 46 中 802)」及び(3)「中区仲尾台 番地、建築主 に係る確認申請書(建築物)(番号 43 中 432 及び 43 中 1191)」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(1)「中区仲尾台 番地に掛かる、建築基準法に基づく道路位置指定書面、神奈川県指令建第 398 号」(以下「文書 1」という。)、(2)「中区仲尾台 番地、建築主 に係る確認申請書(建築物)(番号 34 中 112、38 中 1264、40 中 320 及び 46 中 802)」(以下「文書 2」という。)及び(3)「中区仲尾台 番地、建築主 に係る確認申請書(建築物)(番号 43 中 432 及び 43 中 1191)」(以下「文書 3」という。以下、文書 1 から文書 3 までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成 14 年 12 月 12 日付及び平成 14 年 12 月 26 日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書のうち文書 1 については、道路の位置の指定に係る事務の所管課で保有していないため、文書 2 及び文書 3 については、保存期間を経過して廃棄済のため、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する行政文書が不存在であり、非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 道路の位置の指定に係る文書の不存在について

道路の位置の指定の業務は、昭和 26 年に神奈川県から横浜市に移管されたが、本件異議申立ての対象となっている神奈川県指令建第 398 号の道路の位置の指定(以下「本件道路位置指定」という。)に係る文書については、本件請求時点に

において当該業務を担当する横浜市建築局中部建築事務所（以下「中部建築事務所」という。）指導調整課の道路位置指定台帳等の道路位置指定関連文書及び業務移管文書を管理している横浜市建築局建築企画課（以下「建築企画課」という。）の保有する文書を確認したところ含まれておらず、存在しないため、非開示とした。

なお、本件道路位置指定については、神奈川県が保有する「昭和25年～31年計画通知・許可申請・道路位置指定・収受簿」（以下「県道路位置指定収受簿」という。）に記録されていることを確認している。

(2) 確認申請書の不存在について

当該建築確認申請（建築物）は、昭和34年から昭和46年になされたもので、当該文書の保存期間は、横浜市文書取扱規程（昭和34年3月達第14号。昭和60年10月1日改正前のもの。）に基づく文書分類表により、3年間となっていた。

したがって、これらの建築確認文書は、本件請求時点において既に廃棄されていて存在しないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 平成14年12月12日建中指第169号による中区仲尾台 番、 番に係る地権者及び中区仲尾台 番に係る地権者の建築確認申請書類並びに横浜市が政令指定都市に昇格して建築確認事務が移行した時に、神奈川県から引き継いだ神奈川県指令建第398号道路の位置指定通知書の非開示決定を取消し、全部開示を求める。
- (2) 本件処分は、憲法外諸法に抵触し、道義的許容範囲をも著しく逸脱している。
- (3) 当該地権者2人は、昭和37年の時点で神奈川県指令建第398号道路の位置指定について認識把握していたが、昭和39年以降平成15年2月3日現在まで当該建築基準法上の道路を封鎖している。
- (4) 当該地権者の1人は、昭和39年の違法建築工事施行の際に、中区の建築主事が指定道路を見落とした自己申請の建築確認処分を悪用した。当該地権者2人が極めて悪質なものは元市職員であり、その行為は、各法律に抵触している。
- (5) 建築基準法における建築確認は、地方公共団体在任の建築主事が建設大臣の命を受け処分を執行するものである。

建築確認処分は、申請者から提出される正副2通の書面で申請一件が成立し、同一書面が2通ある。正の申請書面が地方公共団体に保存されていない場合は、担当の建築主事が建築確認申請者に対し職務権限にて建築確認処分済みの副本提出を指示し、建築主事が確認後、全部開示することを求める。

5 審査会の判断

(1) 道路の位置の指定に係る事務について

建築物の敷地は、建築基準法第42条で規定する道路の定義に該当する道路に接していなければならない。この道路として認められているものの一つに道路の位置の指定を受けたものがある。

道路の位置の指定については、建築基準法第42条第1項第5号に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法（昭和27年法律第180号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定されている。

横浜市域内については、昭和25年11月23日の建築基準法の施行の日から横浜市長が昭和26年10月10日に特定行政庁の事務を開始する前日まで、神奈川県知事が道路の位置の指定を行っていた。

横浜市中区を所管する中部建築事務所では、所管区域内の道路位置指定申請を受理し、審査するとともに、基準に適合した道路の位置の指定の公告及び建築基準法上の道路台帳への記載を行い、申請書類等の道路位置指定関係文書を横浜市文書取扱規程等で規定された期間保管している。

(2) 建築確認に係る事務について

建築確認申請は、建築主が建築物を建築（新築、増築、改築等）しようとする場合、工事に着手する前に提出して当該建物の計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を受けるために建築主事に提出するものである。

建築主事は、審査の結果、適合することを確認したときに確認済証（平成11年5月1日施行の建築基準法の改正以前は確認通知書）を交付する。

また、工事が完了した時は、建築主事の検査を受けなければならない、建築主事は、検査した結果、建築基準関係規定に適合していることを認めた時には検査済証を交付する。

中部建築事務所では、所管区域内の建築確認申請を受理し、審査するとともに、検査申請に基づき検査を実施して、建築確認申請書類等の建築確認関係文書を横浜市文書取扱規程等で規定された期間保管している。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市が作成し、又は取得した文書であると申立人が主張しているものであり、その具体的な内容は次のとおりである。

ア 文書 1 について

横浜市中区仲尾台 番地に係る建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路位置指定に関する文書である。

道路の位置の指定に関する文書としては、道路の位置の指定申請書（10 年保存文書）、道路の位置の指定及び公告伺（10 年保存文書）、道路位置指定申請台帳（永年保存文書）、道路位置指定台帳（永年保存文書）及び道路位置指定図（永年保存文書）が考えられる。

イ 文書 2 について

文書 2 は、昭和34年から昭和46年にかけて 4 回申請された横浜市中区仲尾台 番地、建築主 に係る建築物の確認申請（番号34中112、38中1264、40中320及び46中802）の申請書類であると考えられる。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、昭和 43 年に 2 回申請された横浜市中区仲尾台 番地、建築主 に係る建築物の確認申請（番号 43 中 432 及び 43 中 1191）の申請書類であると考えられる。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、文書 1 については、道路の位置の指定の業務が、昭和 26 年に神奈川県から横浜市に移管されたが、神奈川縣指令建第 398 号の道路の位置の指定に係る文書が、本件請求時点において当該業務を担当する中部建築事務所指導調整課及び業務移管書類を管理している建築企画課の保有文書に含まれておらず存在しないため、文書 2 及び文書 3 については、当該建築確認申請が、昭和 34 年から昭和 46 年になされたもので、建築確認申請書類の保存期間の 3 年を経過し

たため、本件請求時点において既に廃棄されていて存在しないため、非開示にしたと主張している。

イ 当審査会は、本件申立文書の不存在について検討するため、平成 16 年 8 月 6 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 道路の位置の指定の業務が、昭和 26 年に神奈川県から横浜市に移管された。しかし、本件請求時点において、当該業務を担当する中部建築事務所指導調整課の保有する道路の位置の指定に係る文書である、道路の位置の指定申請書、道路の位置の指定及び公告伺、道路位置指定申請台帳、道路位置指定台帳及び道路位置指定図並びに業務移管書類を管理している建築企画課の保有する文書を確認したところ、本件道路位置指定に係る文書は含まれておらず、存在していないため、非開示とした。

(イ) 神奈川県から横浜市へ道路位置指定の業務が移管された際にどのような方法でなされ、どの文書が引き継がれたのかは不明であるが、横浜市が業務の移管を受ける前に神奈川県知事が行った道路位置指定に関する文書は、横浜市の担当課では、現在保有していない。

(ウ) 本件道路位置指定については、神奈川県が保有する県道路位置指定収受簿に記録されていること並びに位置指定図面及び位置指定通知書を神奈川県は保有していないことを確認している。

(エ) 本件道路位置指定については、位置指定図面等の指定区域が確認できる文書が神奈川県及び横浜市のいずれにも存在しないため、道路位置の指定区域が確認できないことから、当該土地については、現在、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路位置指定がなされていない取扱いとなっている。

(オ) 文書 2 及び文書 3 については、当該建築確認申請が昭和 34 年から昭和 46 年になされたものであり、建築確認申請書類の保存期間は、横浜市文書取扱規程に基づく文書分類表により、3 年間となっていたため、本件請求時点において既に廃棄されていて存在しないため、非開示とした。

ウ 以上の実施機関の説明も踏まえて、当審査会としては次のとおり判断した。

(ア) 文書 1 についてであるが、道路位置指定業務を担当する中部建築事務所指導調整課が保有する道路の位置の指定申請書、道路の位置の指定及び公告伺、道路位置指定申請台帳及び道路位置指定図並びに業務移管書類を管理している建築企画課の保有文書には、本件道路位置指定に係る文書が存在しないという実

施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。そして、中部建築事務所指導調整課が保有する道路位置指定台帳の横浜市中区仲尾台 番地が記録されている部分について当審査会が見分したところ、本件道路位置指定の記録は認められなかった。

また、横浜市中区仲尾台 番地に係る本件道路位置指定が、関連文書として保存されている県道路位置指定收受簿に記録された情報からは、神奈川県知事により道路位置指定されたことが推定されるが、位置指定図等の区域を示した図面が神奈川県及び横浜市に存在しないことからその区域は不明であり、当該土地については、その理由はともかく、現に、道路位置指定の取扱いがなされていない。

更に、神奈川県から横浜市に道路位置指定の業務が移管された方法や引継文書も不明であり、当審査会としても、どのような経過で本件道路位置指定の関連文書がなくなったのか確認することはできなかった。

(イ) 文書 2 及び文書 3 については、実施機関が保有する建築確認申請台帳のうち、昭和34年から昭和46年までの該当する部分を見分したところ、建築確認申請されたことが記録されていたが、申請者から提出された建築確認申請書類の保存期間が、横浜市文書取扱規程に基づく文書分類表等により、昭和39年当時から平成11年度まで3年間と規定されていたことから、本件請求時点において既に廃棄されていて存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

(5) 情報公開制度における対象行政文書について

申立人は、文書 2 及び文書 3 について、実施機関が保有していない場合には、建築確認を受けて申請書類の副本の交付を受けた申請者から、当該申請者が所持する文書を実施機関が取得して、内容を確認の上、開示すべきであると主張しているが、本市における情報公開制度は、現に実施機関が保有する行政文書を開示するものであり、申立人の主張には理由がない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在であるとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年2月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年3月14日 (第8回第二部会) 平成15年3月20日 (第8回第一部会)	・諮問の報告
平成15年4月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年7月30日 (第41回第一部会)	・審議
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議